

東京学芸大学環境教育研究センター規程の一部改正について

改正理由：業務内容を実務に合わせた文言にするため、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 (業務) 第3条 センターにおいては、次に掲げる業務を行う。 (1) 環境教育に関する教育・指導 (2) 環境教育の内容，方法等の研究・開発 (3) 環境教育教材の研究・開発，保存及び供給 (4) 環境教育に関する施設及び設備の開発 (5) <u>植物</u>遺伝資源の系統保存 (6) 教材植物園の育成及び管理 (7) その他必要な業務 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この規程は，平成27年6月26日から施行し，平成27年4月1日から適用する。</u>	〔省略〕 (業務) 第3条 センターにおいては、次に掲げる業務を行う。 (1) 環境教育に関する教育・指導 (2) 環境教育の内容，方法等の研究・開発 (3) 環境教育教材の研究・開発，保存及び供給 (4) 環境教育に関する施設及び設備の開発 (5) <u>雑穀</u>遺伝資源の系統保存 (6) 教材植物園の育成及び管理 (7) その他必要な業務 〔省略〕